

総社市中小企業者等 物価高騰対策重点支援金

よくあるご質問

(令和8年4月14日版)

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市重点支援交付金対策室

TEL:0866-92-8246 MAIL:jutenshien@city.soja.okayama.jp

1. 対象者・制度全般について

Q 1-1	常時使用する従業員数の基準日はいつになりますか？
A 1-1	令和8年4月1日時点となります。
Q 1-2	令和8年4月2日以降に創業した場合は申請できますか？
A 1-2	令和8年4月1日時点で開業している必要があるため、申請できません。
Q 1-3	個人事業主の定義で、主たる収入とはどう判断しますか？
A 1-3	事業収入が、給与・年金・不動産など他の収入を含んだ1年の収入の1/2以上を占めているか否かで判断します。
Q 1-4	個人事業主とはどのような人になりますか？
A 1-4	事業を行う個人であって、1年の収入の1/2以上が「事業収入」である方をいいます。つまり、給与、年金、不動産等の収入の合計が1年の収入の1/2を超えない方となります。「事業収入」は、確定申告書第一表中「収入額等」の欄の原則「㊟営業等、㊠農業」の項目に該当する収入を指します。若しくは、開業届を提出しているなど外形的に判断できる場合となります。 令和7年の途中で開業する等、1年の収入割合では判断ができない場合は、個別にご相談ください。
Q 1-5	個人事業主で収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？
A 1-5	確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、市県民税の申告を行っていれば申請できます。 「A 1-4」の内容等を踏まえ、支給対象となるかを判断することになります。
Q 1-6	法人の場合、市内に事業所があれば申請できますか？
A 1-6	申請できます。
Q 1-7	法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか？
A 1-7	事業所が市内にない場合は対象外です。
Q 1-8	法人番号がわかりません。
A 1-8	確定申告書の控えをご確認いただくか、国税庁ホームページ「法人番号公表サイト」でご確認ください。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/



Q 1-9	自分がどの業種区分に該当するか分かりません。
A 1-9	申請の手引き2ページの「卸売業・サービス業・小売業」の対応表で、主たる事業が該当する区分を確認してください。当てはまるものがない場合は「製造業、建設業、運送業その他の業種」となります。表の事業内容の詳細は、 総務省ホームページの「日本標準産業分類」を確認ください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm



Q1-10	協同組合等の組合は対象となりますか？
A1-10	企業組合、協業組合を除き対象となりません。

Q1-11	発行済株式の総額等の1/2以上を同一の大企業等が所有しているなどのいわゆる「みなし大企業」に当たる場合は、対象となりますか？
A1-11	対象となりません。

Q1-12	市内に事業所がある医療法人ですが、中小企業者等物価高騰対策重点支援金は申請できますか？
A1-12	医療機関等物価高騰対策重点支援金の支給対象となる事業を主たる事業として行っている場合は、申請できません。(医療機関等物価高騰対策重点支援金を申請してください) ただし、医療機関等物価高騰対策重点支援金の支給対象となる事業以外の事業を別途営んでいる場合は、中小企業者等物価高騰対策重点支援金も対象となる可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q1-13	医療機関等物価高騰対策重点支援金の支給対象となる事業を主に行っており、さらにほかの事業も行っている場合は、医療機関等物価高騰対策重点支援金に加えて中小企業者等物価高騰対策重点支援金も申請できますか？
A1-13	主たる事業とは「顧客、提供物、収益構造、設備・人員」のいずれについても一体と評価できない事業を別途行っている場合は申請できます。

Q1-14	介護施設等物価高騰対策重点支援金の支給対象となる事業を主に行い、さらに、介護用品の販売も行っている。この場合、中小企業者等物価高騰対策重点支援金の支給対象となりますか？
A1-14	介護用品の販売については、主たる事業に密接に関連又は付随する事業に当たると判断できるため、対象とはなりません。

Q1-15	医療法人、社会福祉法人等で資本金がない場合、中小企業者等にあてはまるかどうかはどう判断したらいいですか？
A1-15	「製造業、運輸業、運輸業その他の業種」として判断していただきます。常時使用する従業員数が 300 人以下であれば、中小企業者等にあてはまりますので、その他の要件も満たしていれば申請できます。

Q1-16	個人事業主で、総社市外に居住しており、総社市内に事業所がある場合は申請できますか？
A1-16	総社市外にお住まいの方(総社市に住民票がない方を含む)でも、総社市内に事業所があり、事業を行っていれば申請できます。

Q1-17	複数・異業種の事業所を持っているが、「常時使用する従業員数」には市内の支店に配置している人数も含めるのか？
A1-17	法人全体又は個人事業全体としての数になるため、含めます。

Q1-18	法人の申請額の基準となる「従業員数」とは？
A1-18	令和8年4月1日時点における、雇用保険の被保険者数の合計数となります。ただし、市内の事業所に勤務(常駐)するものに限りです。

Q1-19	常時使用する従業員数について、パート・アルバイトは含みますか？
A1-19	中小企業基本法上の考え方(労働基準法第20条の規定「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」にあたるかどうか)によります。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員等については、各社の判断となります。なお、同法第21条において、日雇い、2か月以内の勤務、4か月以内の季節労働、試用期間中のものについては、常時使用する従業員から適用除外(解雇予告を要しないもの)されています。判断に迷う場合は労働基準監督署等にご相談ください。

Q1-20	常時使用する従業員数に、会社の役員や個人事業主は含まれますか？
A1-20	会社役員(従業員との兼務役員は除く)と個人事業主、原則個人事業主と生計を一にする親族従業員は「あらかじめ解雇の予告を必要とする者(労働基準法第20条)」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に該当しません。従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする親族従業員の場合で、賃金、労務管理、労働条件が通常の従業員と同じ場合は、労働基準法上の「労働者」にあたりと解され「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」となり、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」に含まれます。判断に迷う場合は労働基準監督署にご相談ください。

Q1-21	株式売買によって生計を立てていますが、個人事業主として申請できますか？
A1-21	株式売買での収入は、確定申告での事業収入には当たらないとされているため、原則申請対象になりませんが、事業収入として申告されている等の場合は、個別にご相談ください。

Q1-22	不動産収入によって生計を立てていますが、個人事業主として申請できますか？
A1-22	<p>確定申告で事業収入として計上していれば申請できます。</p> <p>事業所所在地が自宅住所と同一で屋号等が無い(申請書の申請者欄に屋号がない)場合は事業実態が確認できるもの(開業届や不動産賃貸借契約書)を添付して申請してください。なお、確定申告で不動産収入として計上している場合は、国税庁の判定基準をもとに個人事業主と認められるか下記のとおり判断します。</p> <p>(1) 貸間・アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。</p> <p>(2) 独立家屋の貸付については、おおむね5棟以上であること。</p>

Q1-23	農家、漁師は申請対象となりますか？
A1-23	<p>農林水産業にかかる個人事業主として対象となります。</p> <p>ただし、令和7年の収入全体のうち、1/2以上を農業又は漁業の収入が占めていることが条件となります。(「A 1-4」参照)</p> <p>※農業又は漁業の収入に補助金、交付金や寄付金等が含まれる場合、それらを除いた額となります。</p>

Q1-24	士業(弁護士、社労士等)をしています申請できますか？
A1-24	<p>申請できます。</p> <p>また、次の士業法人は「会社」に含むものとして対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q1-25	基本給＋歩合報酬制で働いていても申請できますか？
A1-25	保険外交員、訪問販売員等が想定されますが、確定申告上は出来高に応じた事業収入が計上される(申告上は個人事業主のように見える)ものの、会社との間に基本的な雇用関係があり、最低賃金や基本給・社会保険等が保障されることから、本制度にはなじまず申請対象になりません。

Q1-26	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、総社市内にそれぞれの法人の事業所がある場合はそれぞれの法人分で申請できますか？
Q1-26	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q1-27	定まった事業所を持たない個人事業主(所謂フリーランス含む)も申請できますか？
A1-27	市内自宅が事業所である場合は申請できます。 屋号がある場合は確定申告書・支給申請書で確認します。屋号が無い場合は、開業届、業務請負契約書(令和8年1月以降にかかるもの※で、届出・契約書の住所が住民票上の住所になっているもの)などの写しを別途提出いただくことで、事業実態を確認します。 ※業務の期間が令和8年1月以降にかかっている場合は、契約日はそれ以前でも差し支えありません。(契約書で業務履行期間が読み取れることが必要です。)

Q1-28	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請は可能ですか？
A1-28	代表者が同一であっても法人・個人事業主としては別なので、それぞれで申請できます。 ただし、個人事業主として申請できるのは、個人収入の1/2以上が個人事業主としての事業収入である場合に限りです。

Q1-29	個人事業主で、複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？
A1-29	1事業者あたり1回までの申請となります。

Q1-30	総社市外にも事業所があり、社全体で従業員が50人以上いるので、30万円で申請できますか？
A1-30	市内の事業所に勤務(常駐)している者の人数が50人以上いることが要件になりますので、市内の事業所に勤務(常駐)している者の人数が50人未満であれば20万円で申請してください。

2. 申請・申請書類について

Q 2-1	申請書提出期間はいつからいつまでですか？
A 2-1	令和8年5月1日(金)から令和8年8月31日(月)までで、郵送の場合は当日消印有効です。

Q 2-2	申請すれば誰でももらえますか？
A 2-2	対象者や支給の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、支給対象となれば支給されます。要件を満たさない場合は支給されません。

Q 2-3	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意しなくても申請できますか？
A 2-3	申請できません。 支援金の支給要件や支給手続に必要な内容であるため、誓約・同意いただける方が対象となります。

Q 2-4	支援金を受領後、支給要件に該当しないことが分かった場合や、申請に虚偽の内容が含まれていた場合はどうなりますか？
A 2-4	支援金を返還していただきます。

Q 2-5	申請書はどこで入手できますか？
A 2-5	総社市役所のホームページよりダウンロードできます。「総社市中小企業者等物価高騰対策支援金」で検索してください。 また、次の窓口でも配布しています。 【総社商工会議所会員の方】 ・総社商工会議所(〒719-1131 総社市中央六丁目 9-108) 【総社吉備路商工会会員の方】 ・総社吉備路商工会 本部(〒719-1162 総社市岡谷 160) ・総社吉備路商工会 昭和支所(〒719-1311 総社市美袋1924-2) ・総社吉備路商工会 清音支所(〒719-1172 総社市清音軽部1135-2) 【上記以外の方】 ・総社市重点支援交付金対策室 市役所本庁6階604号室

Q 2-6	税申告書類一式とは具体的に何が必要ですか？
A 2-6	<p>次の書類の写しをご用意ください。</p> <p>法人の場合 …前事業年度の確定申告書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日の直前の事業年度における法人税確定申告書別表第一(1枚目) ・法人事業概況説明書(両面) <p>個人の場合</p> <p>【青色申告者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の所得税青色申告決算書(1、2ページ) <p>【白色申告者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年分の確定申告書第一表 ・令和7年分の収支内訳書 <p>【市民税・県民税申告者】(確定申告の義務のない方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度市民税・県民税申告書

Q 2-7	税申告書の控えがない場合、どうしたらいいですか？
A 2-7	<p>税申告書の控えの請求については、申告先にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告の場合…管轄税務署 ・市民税・県民税申告の場合…総社市税務課

Q 2-8	令和8年2月に開業したため、確定申告をまだ行っていません。この場合、申請はできませんか？
A 2-8	<p>事業を行っていることがわかる書類(開業届、営業許可証等)を基に審査しますので、個別にご相談ください。</p>

Q 2-9	法人税確定申告書に総社市内の事業所の所在地が記載されていない場合はどうしたらいいですか？
A 2-9	<p>開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物、登記簿謄本、定款等、事業所又は営業所が総社市内にあることが分かるものの写しを添付してください。</p>

Q2-10	電子申告(e-TAX)の場合はどうしたらいいですか？
A2-10	<p>電子申告(e-TAX)分は「電子申告日時」が印字されたもの又は「受信通知」(所得額の記載あり)を添付してください。</p> <p>※ 令和7年1月から、申告書等(税務署に提出される全ての文書)への控えに收受日時印の押なつを中止しています。申告事実の確認ができる書類の添付がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要し、支給までに時間を要しますのでご注意ください。</p>

Q2-11	電子申告(e-Tax)の電子申告日時の印字、受信通知の添付がありません。
Q2-11	<p>【法人の場合】 確定申告書に税理士名の記載がある等、税理士により作成されたことが分かるもの(法人事業概況説明書 16の「税理士の関与状況」有で「申告書の作成」に○がついているものでも可。)、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。 確定申告書の写し(收受日付印等のないもの)に加え、確定申告後の法人税を納付したこと(還付の場合は還付されたこと)が分かる書類を提出していただいた場合も可とします。(例:納税証明書その2「所得が分かる書類」、領収書の写し、還付通知書の写し等)</p> <p>【個人事業主の場合】 確定申告書に税理士印、青色申告会印が押されたもの(市県民税申告の場合は市の受付印が押されたもの。税務課で押印のある写しの発行が可能です。)、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。 確定申告書の写し(收受日付印等のないもの)に加え、確定申告後の所得税を納付したこと(還付の場合は還付されたこと)が分かる書類を提出していただいた場合も可とします。(例:納税証明書その2「所得が分かる書類」、領収書の写し、還付通知書の写し等)</p>

Q2-12	本人確認書類は具体的に何が必要ですか？
A2-12	<p>次のいずれかの書類の写しを提出してください。</p> <p>【1点で確認できる書類】 運転免許証(両面)、パスポート(顔写真のページ)、マイナンバーカード(おもて面)、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行し本人の顔写真が添付された免許証又は許可証</p> <p>【2点で確認できる書類】 健康保険資格確認書、国民健康保険資格確認書、国民年金証書、厚生年金証書、共済年金証書、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書</p> <p>※ いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの。</p>

Q2-13	申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？
A2-13	同一名義のみとなります。

Q2-14	通帳がない場合は何を添付したらいいですか？
A2-14	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの(金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等)の写しを提出してください。

Q2-15	ネットバンクの場合は何を添付したらいいですか？
A2-15	ネットバンクの画面コピーを添付してください。

Q2-16	総社市内に法人の事業所があり、「法人(従業員数等50人以上)」で申請する場合、従業員数等が50人以上いることを証明する資料は何を添付したらいいですか？
A2-16	総社市内に勤務(常駐)する従業員の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または、雇用保険の加入や喪失手続きを行ったハローワークで請求できる「適用事業所台帳異動状況」および「適用事業所別被保険者台帳」を添付してください。

Q2-17	市外に法人事業所がありますが、総社市内に従業員が勤務(常駐)することが分かる書類は何を添付したらいいですか？
A2-17	総社市内に常駐で勤務している従業員等の「労働条件通知書」または「労働者名簿(賃金台帳)」等の写しを提出してください。 申請区分が「法人(従業員数等50人以上)」で申請される場合は、上記書類を50人分添付し、「法人(従業員等数1～49人)」の場合は1人分添付してください。

Q2-18	ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。
A2-18	通帳2ページ目の下段に記載されています。 もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行_記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html



Q2-19	「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか？
A2-19	押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q2-20	代表者以外の者(社員や配偶者、税理士等)が窓口で代理申請できますか？
A2-20	申請書の誓約・同意事項の記載・捺印欄があるため、あらかじめ代表者が当該欄に記入・押印のうえ、必要項目の記入ができる方で必要書類があればどなたでも代理申請は可能です。

3. 申請書類(NPO 法人等)について

Q 3-1	収益事業を行っているNPO法人の添付書類は何が必要ですか？
A 3-1	申請書裏面や申請の手引きに記載してある法人の提出書類と同様です。

Q 3-2	学校法人の場合の提出書類は何が必要ですか？
A 3-2	収益事業があり確定申告を行っている場合は、事業収入がわかる帳簿、確定申告書(法人税)別表 1 及び法人事業概況説明書のほか、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書(第2号第1様式)」及び「原本証明」を提出してください。 確定申告を行っていない場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、前事業年度の「事業活動収支計算書」及び「原本証明」のほか、履歴事項全部証明書(発行日から3か月以内のもの。写しで可。)を提出してください。

Q 3-3	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の場合の提出書類は何が必要ですか？
A 3-3	収益事業があり確定申告を行っている場合は、事業収入がわかる帳簿、確定申告書(法人税)別表 1 及び法人事業概況説明書のほか、前事業年度の「法人単位 事業活動計算書(第2号第1様式)」及び「原本証明」を提出してください。 確定申告を行っていない場合は、対象月にかかる事業収入がわかる帳簿、前事業年度の「正味財産増減計算書」及び「原本証明」のほか、履歴事項全部証明書(発行日から3か月以内のもの。写しで可。)を提出してください。

4. その他

Q 4-1	申請から振込までに要する期間は？
A 4-1	金融機関営業日で3週間程度を予定しています。ただし、受付期間当初は申請件数により時間がかかる場合があります。また、申請書類に不備があるなど審査内容によっては時間がかかります。

Q 4-2	現金支払いはできますか？
A 4-2	迅速にお支払いするため、「口座振込」のみとなります。

Q 4-3	事業継続のためなら、支援金の用途は問いませんか？
A 4-3	不問です。

Q 4-4	後日、支援金の用途について市に報告が必要ですか？
A 4-4	実績報告は義務付けていませんが、後日、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。

Q 4-5	支援金は課税対象ですか？
A 4-5	本支援金は課税の対象となります。